

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

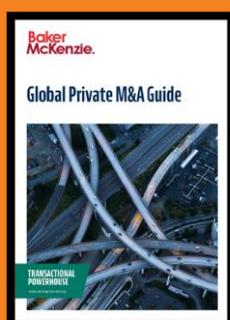
30 January 2020

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 42

### 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英文）」 のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、各国の状況を取りまとめたもので、39法域をカバーしています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務はますます複雑さを増す傾向にあり、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。本ガイドは、クロスボーダーM&Aに関わる実務家にとって必携の書と言えます。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 42となる本号では、日本・ペルーの租税条約の改正についての解説、ミャンマーの会社の実質的所有者の開示等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本・ペルー

日本・ペルー間の租税条約への署名

#### 2. アジア

ミャンマー：新所得税法案の導入

ミャンマー：会社の実質的所有者の開示

#### 3. 欧州

オランダ：グループ内利子控除の可否に関する新判決

オランダ：クラスアクション類似の集団訴訟制度を導入

ロシア：個人データ及びIT関連の義務違反に対する罰金を引き上げ

ロシア：電子機器への自国製ソフトウェアのプリインストール義務化

#### 4. 中東

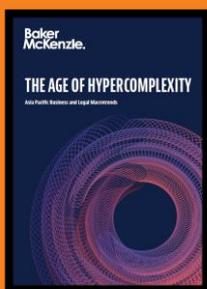
エジプト：外国投資に関する新たな報告義務

## 「The Age of Hypercomplexity」発行 (英文)のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、複雑に絡み合う世界経済の中で、経営をよりシンプルに行うための指針をご提供すべく、レポートを定期的に発行しております。

今回、アジアの経営者600名を対象に、将来の投資判断に影響を及ぼすであろうアジアの重要なトレンドについて調査を行い、レポートにまとめました。

本レポート（無料）をご希望の方は[メール](#)にてご連絡ください。



## 1. 日本

### 日本・ペルー間の租税条約への署名

2019年11月18日、日本国政府とペルー共和国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約」の署名が行われた。

日本国とペルー共和国の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえ新たに締結されるものである。

なお、当該租税条約は、BEPS（Base Erosion Profit Shifting「税源浸食と利益移転」）防止措置実施条約の内容も加味した上で合意されたものであり、また、日本は、BEPS防止措置実施条約について、適用対象としてペルーを選択していないため、BEPS防止措置実施条約は適用されない。

### 租税条約のポイント

#### 1. 事業利得に対する課税

事業利得については、企業が進出先国に支店等の恒久的施設<sup>1</sup>を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができる。

#### 2. 投資所得に対する課税

投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられる、又は課税が免除される。

配当	10%（但し、ペルー国内法では、源泉税率は5%とされているため、ペルーからの配当については5%）
利子	免税（政府受取等） 10%（その他）
使用料	15%

#### 3. 株式譲渡収益に対する課税

法人の株式等の譲渡によって取得する収益に対しては、

- 当該株式等の価値の50%以上が源泉地国内に存在する土地によって直接又は間接に構成される場合には、源泉地国において課税することができる。
- 譲渡者が他国の法人の資本の20%以上に相当する株式その他の権利を直接又は間接に所有していた場合には、源泉地国において課税することができる。

上記2点目に関して、ペルー法人が日本法人の株式を間接に保有する場合には影響はないと考えられる（上記1点目に該当する場合を除く）。しかしながら、ペルーでは間接譲渡にかかる課税が存在するため、日本法人が米国法

<sup>1</sup> 企業が使用人等を通じて一定期間を超えて行う役務の提供（いわゆるサービスPE）を含む。

## 「BRI Beyond 2020」発行 (英文)のお知らせ

ペーカーマッケンジー企画によるエコノミスト・コーポレート・ネットワーク (ECN) 独自レポート「BRI Beyond 2020」が発行されました。

中国が主導する広域経済圏構想「Belt and Road Initiative (BRI) 一帯一路」とは、今後数十年かけて、道路、港湾、発電所、パイプライン、通信設備などのインフラ投資を皮切りに、金融、製造、電子商取引、貿易、テクノロジーなど各種アウトバウンド投資を積極的に進め、当該経済圏における産業活性化および高度化を図っていくプログラム。インフラ投資計画としては史上最大規模となります。

BRIの展望は？関連する産業は？注意点は？グローバル企業にとって考察すべき点などを本レポートにて収録されておりますので是非ご一読ください。

本ガイド (無料) をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



人等を通じてペルー法人に投資していて、その米国法人等株式を譲渡する場合についても、留意が必要である。

### 4. 匿名組合

源泉地国の匿名組合契約その他これらに類似する契約 (ペルーでは、Asociación en Participación) に関連して居住地国の匿名組合員が取得する所得については、源泉地国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合に、源泉地国において課税することができる。

### 5. 条約の特典の濫用防止

条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合又は第三国に存在する恒久的施設に帰属する一定の所得については、条約の特典は認められない。

### 6. 相互協議手続

条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決される。

### 7. 情報交換及び徴収共助

国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援が導入される。

### 今後の手続

本条約は、両国それぞれの国内手続を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後 30 日目の日に効力を生じ、次のものについて適用されることとなる。

ペルーにおいては、国会は、2020 年の第一四半期に開かれ、そこで承認される見通しである。

#### ① 日本国においては、

課税年度に基づいて課される租税に関しては、本条約が効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の租税

課税年度に基づかないで課される租税に関しては、本条約が効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に課される租税

#### ② ペルー共和国においては、

本条約が効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に取得される所得に対する租税及び同日以後に支払われ、貸記され、又は費用として計上される額

情報交換及び徴収共助に関する規定は、対象となる租税が課される日又はその課税年度にかかわらず、次の日から適用される。

#### ① 情報交換に関する規定に関しては、本条約の効力発生の日

#### ② 徴収共助に関する規定に関しては、両国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### ミャンマー

#### 新所得税法案の導入

ミャンマー政府は、近代化と経済変革を進めるための持続的戦略改革プログラムの一環として、所得税の法的枠組みの包括的な公開討議草案を2019年11月末に公表した。ミャンマーの法人税は、個人所得税と別には定められておらず、個人・法人共に同一の所得税法により規定されている点が特徴的である。今後、パブリックコンサルテーションを経て、法制化されることが予定される。

ミャンマーは、BEPSの包括的枠組みのメンバーではなく、BEPS防止措置のための多国籍条約にも署名していない。しかし、新所得税法の草案の導入は、ミャンマー政府がミャンマーの税法を国際基準に整合させつつ、他国と比較して不利にならないようにする意向を示すものであり、今後の動向が注目される。

以下では、ミャンマーでビジネスを行う多国籍企業にとって関心があると思われる新所得税法草案（以下、「草案」）の主要なトピックについて解説する。

#### 課税所得

草案では、給与所得、事業所得、投資所得に係る範囲を明確に規定している。それぞれの課税所得には、不法行為（贈賄、キックバック、犯罪収益など）から得られる収益も含まれることが示されている。

事業所得には、次のようなものが含まれる。

- ① 売買目的株式の処分の対価及びサービスの提供による手数料収入を含む事業による収益
- ② 配当を含む企業資本から生じる収益
- ③ 利息、使用料、賃貸料
- ④ 事業から生じる為替差益（純額）
- ⑤ （売買目的株式以外の）事業用資産の処分による収益
- ⑥ 事業遂行能力の制限を受け入れるための対価として生じた収益
- ⑦ 事業に関して受け取った贈与
- ⑧ 事業と実質的に結びついており、投資からの利益の計算に含められるべき収益

投資所得には、次のようなものが含まれる。

- ① 配当、利子、使用料、技術料、賃借料、割増金、年金、又はあらゆる資産の提供、使用又は利用によるその他の収益
- ② 不動産の処分から生じた収益（所有期間が3年未満の場合（期間は未確定））
- ③ 投資の実行能力の制限を受け入れる対価として生じた収益
- ④ 投資に関して受け取った贈与

不動産収益は、ミャンマーの不動産に対するオプション又はその他の持分の処分による利益、あるいは居住法人・非居住法人を問わずその持分の価値の50%以上が、直接又は間接的に、譲渡対象法人が所定の期間内に保有していたミャンマーの不動産により構成される場合、持分の処分による利益を含むと定義されている。

## キャピタルゲイン課税

草案ではキャピタルゲインへの課税について、(1) 本人が居住者である年度における課税資産の処分に係る所得、及び(2) 本人が非居住者である年度におけるミャンマーにある課税資産の処分に係る所得に対して課されるとしている。

## 税率

付属明細書1の案では、累進所得税率が個人に適用されることを示唆している。しかしながら、各税率はまだ公表されていない。

未確定であるが、法人に適用される法人税率は25%となっている。

ミャンマーでは原則的にほとんどの販売及びサービスに対する支払いに関し源泉徴収義務が規定されているが、草案では源泉徴収税率に関する提案はない。また、キャピタルゲインに係る税率についても未定である。

## 居住状況

草案は、個人と会社の両方の居住地の定義を拡大する。

一般的に、個人の場合、(1) 1年間に居所がミャンマーにある場合、(2) 課税年度に開始又は終了する12ヶ月間のいずれかの期間に合計183日以上ミャンマーに滞在している場合、又は(3) ミャンマーの市民であり、政府又は公的機関の役員又は従業員である場合には、課税年度の居住者となる。

法人の場合、(1) ミャンマーで法人化、登録、組成、若しくはその他の形で設立された会社、又は(2) ミャンマーで管理、支配されている会社と定義されている。

## ソースルール

草案では、所得税に関する詳細なソースルールが規定されている。

給与所得は、所得が支払われた時点において、ミャンマーで行使された雇用に関して従業員が得た範囲内でミャンマーの国内源泉所得となる(非居住者は、ミャンマーの国内源泉所得にのみ課税される)。ただし、所得がミャンマー政府によって従業員に支払われた場合、雇用が行使された場所にかかわらず、所得はミャンマーの国内源泉所得として扱われる。

事業所得は、居住者の場合、ミャンマー国外にある恒久的施設(以下、「PE」)を通じて行う事業に帰属する場合を除き、ミャンマーの国内源泉所得として扱われる。

非居住者については、その事業収入は、ミャンマーのPEを通じて行われる事業、販売、又はその他の事業活動に帰属する範囲において、ミャンマーの国内源泉所得とみなされる。

草案では、以下のようにミャンマーの源泉所得とみなされる利得/所得が規定されている。

- ① ミャンマー所在の不動産の賃貸による賃料
- ② ミャンマーに所在する資産の売却益

- ③ ミャンマーにおける保険又は再保険に係る保険料
- ④ ミャンマーから鉱物・石油等の生物・非生物資源を採取することにより発生する天然資源に係る収益
- ⑤ 居住法人が支払う配当金
- ⑥ 利子、年金、管理手数料又は技術料（居住者がミャンマー国外の PE を通じて行う事業の支出を除く）又は、非居住者がミャンマーの PE を通じて行う事業の支出として支払うもの

### 恒久的施設の定義

草案では、初めて PE の定義が規定された。PE とは、「企業の事業の全部又は一部が行われる場所」と定義される。法案には、PE の範囲が以下のとおり定義されている。

- ① 管理地、支店、事務所、工場、倉庫又は作業所の場所。ただし、個人事業の代表のみを活動範囲とする事務所は含まない。
- ② 鉱山の敷地、油田、ガス田、鉱山、その他の天然資源の探鉱・開発のための場所（天然資源の探鉱・開発のために使用される据付、構造、掘削リグ、船舶、船舶等を含む。）並びに、そのような目的のために従事する従業員又はその他の人員を通じたコンサルティングを含む役務の提供。ただし、当該事業の活動が一定期間、同一又はつながりを持ったものである場合に限る。

また、建築現場、建設・工事、組立、設置プロジェクト、又はそのようなサイトやプロジェクトに関連する監督活動については、プロジェクト、又は活動が3ヶ月以上継続した場合にのみ PE とみなすことも示されている。これには、本人の関連者によって実行された関連活動も考慮に入れることとされている。

草案には、事業所が特定の補助的活動（貯蔵、表示、配送又は加工のための物品の在庫の維持等）のためにのみ使用される場合の PE からの除外規定については示されていない。

従属代理人 PE は、代理人が本人（プリンシパル）のために以下のような行動をする場合に生じる。

- ① 契約が本人名義で締結されているか、代理人名義で締結されているかを問わず、本人に代わり契約を定期的に交渉すること。
- ② 代理人が本人の代わりに定期的に商品を配達するための商品の在庫を保持する。

従属代理人には、代理人が通常の営業過程において、プリンシパルから独立した地位を有して活動する一般代理人は含まれない。

### 外国税額控除

草案の大きな特徴の一つは、外国税額控除制度の導入である。居住者は、以下①又は②の低い方の金額に相当する額の外国税額控除を認められる。

- ① 支払われた外国所得税
- ② 課税対象となる国外所得に関して支払われるミャンマー所得税

この税額控除は、課税対象となる国外所得が算出された課税年度の、居住者の課税所得に係る未払法人税額を減額するために適用されることがある。し

かしながら、未適用の外国税額控除は、前の課税年度に繰り戻すことも、次の課税年度に繰り越すこともできない。

課税年度の外国税額控除は、居住者の国外事業所得及びその他の国外所得について、別途計算される。

外国税額控除は、国外所得が居住者によって稼得された課税年度の終了後2年以内に外国所得税が支払われた場合のみ認められる。しかしながら、期限延長の書面による申請は、内国歳入局長（IRD）に行うことができる。

### 租税条約

草案は、何らかの紛争が生じた場合には、租税条約の条件が所得税法の規定よりも優先されることを明確にしている。特典制限条項に基づく濫用防止規定も含まれている。

### 源泉徴収税

草案では、居住者及び非居住者双方に対する支払いに関する、源泉徴収税のより詳細な規則が導入されている。

免許を受けた金融機関又は所定の機関は、居住者個人に特定の税率（未公表）で支払われる利子の総額から該当金額を源泉徴収することが要求される。

非居住者への支払いの場合、支払い者が非居住者のミャンマーの居住者又は PE であり、その支払いが所得税の対象である場合、支払者は、特定の税率（未公表）で支払いから該当金額を源泉徴収することを要求される。さらに、非居住者のミャンマーの居住者又は PE は、一般的に、賃貸料の総額から該当金額を源泉徴収することが要求されることとなる。

### 過少資本税制

草案は過少資本税制を含んでおり、これは金融機関以外の外資系企業に適用される可能性がある。平均負債資本比率が課税年度において所定の比率を上回った場合に、企業が負債に関連して支払う利子の一部について控除を認めないとするものである。負債と資本比率に係る閾値は2対1の比率が提案されているが、確定していない。

[最初のページに戻る](#)

## 会社の実質的所有者の開示

ミャンマーの投資企業管理局（DICA）は2019年11月15日に、ミャンマーにおける会社の実質的所有者の開示を求める指令（以下、「本指令」）を定め、2020年1月1日から施行された。

ミャンマーは、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）の候補国であり、アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループのメンバーでもある。2016年にEITIは実施国に対して、2020年1月までに採取産業に従事する会社の実質的所有者の開示を強制するよう求めた。さらに、2019年8月のアジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループの「ミャンマーの相互評価」の第1回フォローアップ報告において、居住者が当局に対して実質的所有者の情報提供にかかる責任を負う法令の条項を明らかにしていないことを指摘した。ミャンマー大統領通知2019年104号によって実質的所有者タスクフォースが設置された後、かかるタスクフォース及びEITIの複数ステークホルダーグループにおいて制度の検討がなされ、DICAは、反マネー・ロンダリング法第69条に基づく権限及び大統領通知に従って、本指令を定めた。

## 本指令に基づく義務

本指令は、ミャンマーにおいて組織された全ての法人（金融機関との間で永続的な顧客関係となれる、又は、資産を保有できるもの）に対して、その実質的所有者について最新の情報を保持し、DICA及び国税庁に対して適時に提出することを求めている。また、本指令では、明示信託及び類似の法的スキームに対しても、同様の義務を課している。

全ての法人等は、当局との間で実質的所有者を明らかにするために、以下のいずれかの方法によって最大限協力することが求められている。

- DICAに対して責任を負う自然人に対して、基本情報及び実質的所有者に関する情報提供を授権すること
- DICAに対して責任を負う、指定非金融業者・職業専門家（取締役、会社サービスプロバイダー、弁護士及び会計士を含む。）（DNFBP）に対して、情報提供を授権すること

情報は、DICAのウェブサイトにあるオンライン・フォームを用いて提供されなければならない。

法人等は、少なくとも金融機関の顧客でなくなった日から5年間又は解散その他の事由により存在しなくなるまで情報を保管しなければならない。

本指令において、実質的所有者とは以下のいずれかの者をいう。

- 法人の株式又は議決権の5%超を直接又は間接に保有している者
- 法人の取締役会又はその他の監督機関の過半数を選解任する権利を直接又は間接に有している者
- 法人に対して重要な影響又は支配を及ぼす権利を有し又は実際に及ぼしている者

本指令に従わない法人等は反マネー・ロンダリング法第11章の罰則の適用を受ける可能性がある。

本指令は会社その他の法人に対して義務を課すものである。ミャンマーにおいて設立された会社やその他の法的スキームのみに適用されるものと考えられる。DNFBPについて、DICAに対して責任を負うと定めていることから、DNFBPについても一定の義務を課すものとも考えられるが、責任を果たさない場合の帰結については特に定められていない。本指令は、「適時に」と定めるほか、DICA及び国税庁に対していつまでに情報を提出しなければならないかを明らかにしていない。また、会社が株主に対して情報提供を求めたにもかかわらず実質的所有者に関する情報を得られなかった場合について、本指令は特に定めておらず、このような場合の会社の役職員又はDNFBPの責任についても明らかではない。本指令の施行後の実務においてこれらの点が明らかにされることが期待される。

## 本指令への対応

ミャンマーにおける会社は、本指令に従って実質的所有者に関する情報の保管及び届出を実施できる体制を整える必要がある。たとえば、①グループストラクチャーを見直し、実質的所有者の状況を確認すること、②DNFBPを指名すること、③実質的所有者に関する情報を集めること、④実質的所有者又は実質的所有者の所在を知るとされる者に対して、実質的所有者に関する情報提供を求める通知をすること、⑤実質的所有者に関する登録簿を準備すること、⑥DICA及び国税庁に対してオンライン・フォームを用いて情報を提出するとともに、必要に応じてDICAに対して当該情報を公衆による閲覧に供さないよう求めることなどが考えられる。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 欧州

#### オランダ

##### グループ内利子控除の可否に関する新判決

2019年10月2日、オランダ・ハーグ控訴審は、利子控除制限を定めるオランダ所得税法（Corporate Income Tax Act（以下、「CITA」））第13条Lに関する注目すべき判決を下した（以下、「本判決」）。CITA第13条Lは、オランダにおける納税者がいわゆる participation debt（税務上、ある会社の株式を買収した際に、当該買収価額が対応する資本金額を超える場合等に生じる差額）を有する場合における利子控除のルールを定めるものである。同条の適用に関しては、資本参加の際に取得した株式の簿価が participation debt の計算上考慮されるか否かが問題となっていたところ、本判決は主に当該問題に関して判示を行っている。

##### Per-element approach

本判決は、次のような場合には participation debt の計算に際して、資本参加の際取得した株式の価額は無視されると判示した。

- 関連する子会社が、EU 又は EEA 加盟国であり、かつ
- 仮に当該関連する子会社がオランダの税務上の居住者であったならば、オランダ税法上の fiscal unity に含まれていたといえる場合

本判決のこの判示内容は、近年遡及的に手当てがなされた改正税法の内容と一致するものである。

同時に、本判決は participation debt の計算に際して、取得価額による買収価額の調整を行った後、もしのれん額（買収会社における被買収会社株式の取得簿価が、当該被買収会社株式の資本金額を超える場合の差額）が存在するようであれば、当該のれん額を基礎とした資本的調整がなされるべきである旨判示した。これは、同判決が、オランダ子会社を買収した場合に適用される調整ルールをオランダ外の子会社を買収した場合にまで拡張するものと理解される。但し、オランダ外子会社が同一の fiscal unity に含まれていた場合を考慮しないとされた近年の最高裁判決が存在しており、当該最高裁判決と本判決の内容をどのように整合的に解釈するかが問題となり得る。

##### 事業拡張基準

当該子会社買収がグループ全体の事業活動の拡張を目的とする場合には、子会社買収の際の取得価額は、participation debt の計算の際無視することが認められる。本判決は、ある投資の適格性判定は、各個別エンティティごとのスタンドアロンではなく（課税当局側の主張）、グループ全体のレベルで判断されると判示した点に重要性がある。また、本判決は、ある資産の使用形態を一時的な賃貸から所有権の取得に切り替えるという事実についても、グループ全体の事業活動の拡張を目的とするか否かの判断にあたって考慮されると判示している。

##### 主観的態様基準

本判決は、主観的態様についても判示しており、利息控除が認められなかったとしても、当該株式取得・資本注入がなされたであろうことが必要となると判示している。仮にこの要件が満たされない場合、資本参加の際の株式取得簿価が participation debt の計算にあたって考慮されることになる。例えば、オランダ法上の SPV として設立されたグループ内ファイナンスカンパニーについては、当該ファイナンスカンパニーの資金調達・資金融通行為が（利子控除を主要な目的とするのではなく）グループ内の資金需要の融通を

円滑にする等の意義がある場合は、当該主観的態様を満たすと判示している。

[最初のページに戻る](#)

## クラスアクション類似の集団訴訟制度を導入

2019年1月29日、オランダ国会は、損害賠償の集団訴訟に関する法律を採択した。これにより、不法行為や契約違反の被害者の集団のための損害賠償請求が可能になる。同法は2019年4月1日に官報で交付され、2020年1月1日に発効した。

集団訴訟は、社団（vereniging）又は財団（stichting）が、他の人々の集団（便宜のため、「クラス」という）の類似した利益を保護するために訴訟を提起することを可能にするものである。この集団訴訟は、1994年以降すでに存在していたものであるが、従前は損害賠償金の即時支払いを求めることはできなかった。

社団又は財団（「集団原告」）は、その社団等の定款に従って、クラスの利益を代表しなければならない。さらに、クラスの利益が十分に代表されるように十全な安全策がなければならない。そのため、本法は、資金調達、ガバナンス、代表に関する多くの要件を導入している。例えば、集団原告は、訴訟の費用を負担するのに十分な資金を有していなければならない。訴訟ファンドは除外されていないものの、訴訟における請求に関する権利は、集団原告に十分に帰属しなければならない。

集団原告は、事実上及び法律上の問題に十分な共通性があり、クラスが十分に数が多く、また、請求権が損害賠償金の支払いのためであれば経済的利益が十分に大きい場合、集団訴訟が個々の請求の判断よりも効果的で効率的であることを証しなければならない。

### 集団訴訟の手続の概要

集団訴訟は、通常、次のような明確な段階を有する。

#### 1. 訴訟提起段階

集団原告が、訴えを裁判所に提起し、それを「集団訴訟登録簿」において公表する。他の集団原告は、裁判所が設定する期間（少なくとも3カ月）内に、同一の事象又は対象事項に関連する訴えを提起する機会を有する。

#### 2. 「承認」段階

裁判所は、集合原告がすべての適格要件を満たすことを確定する。被告は、通常の訴訟と異なり、当初、適格要件のみを争うことができ、裁判所が集団訴訟において訴訟を遂行する集団原告（以下、「代表原告」）を選任するまで、全面的な防御活動を行う必要はない。複数の集団原告がいる場合には、クラス及び他の集団原告を代表して訴訟を進行するのに最もふさわしい集団原告を選任する。他の集団原告は、集団訴訟の当事者として残るが、裁判所の許可がない限り、訴答における書面提出を行うことはできない。代表原告の選任を促進し、集団訴訟を合理化するために、同一の事象又は対象事項に関連するすべての集団訴訟は、一つの裁判所に集中して係属する。この段階において、裁判所は、クラスを形成する個人を決定することになる。

オプトイン/アウト。代表原告の承認と選任後、クラスの構成員は、裁判所が設定する期間（少なくとも1カ月）内にオプトアウトする機会がある。オランダには居住地又は所在地はないもの、同じ事象の結果として損害を被った「被害者」は、裁判所が別途命じない限り、オプトインする機会を得て、オプトイン後は、クラスの一部となる。

### 3. 和解段階

代表原告の選任後、裁判所は当事者に和解交渉の機会を与える。これは強制的な段階である。当事者が和解に達した場合、裁判所の承認を得なければならない。裁判所が和解案を承認すれば、クラスを拘束することになる。この段階でもう一度オプトアウトする機会が与えられる。

### 4. 本案審理段階

和解が成立しなかった場合、裁判所は本案について審理を行う。被告は、本案についての防御活動を行うことができる。裁判所は、両当事者に対し、損害賠償の集団的な解決にかかる提案を提出するよう命じる場合がある。請求が認められ、損害賠償の集団的な解決に係る提案がなされた後、裁判所は補償と損害賠償の集団的解決について判断を行う。判決において、異なる被害者のグループが帰属する、複数の損害賠償のグループを定めることがある。集団原告によって代表されているか否かにかかわらず、クラスの全体が、オプトアウトしたものを除いて、判決に拘束されることとなる。

### オランダの裁判所への集団訴訟への提起の要件

第一に、オランダの裁判所が、ブリュッセル改正規則のような国際法の規則、又はオランダの国際私法（大部分は成文化されている）に基づき、管轄権を有していなければならない。第二に、集団行動は、オランダおよびその「法的領域」と十分な関連性を持たなければならない。次の場合には、十分な関連性が認められる。

- ① 集団原告が、当該訴訟において守ろうとする利益の主体となる者の過半数がオランダに居住していることを、裁判所の満足する程度に示した場合
- ② (i)被告がオランダに所在地を有し、(ii)オランダとの関連性を基礎づける追加的事情がある場合
- ③ 請求の根拠となる事象がオランダ国内で発生した場合

裁判所は、その管轄権を確認した後に、集団訴訟が認められるかを検討することになる。十分な関連性の要件は、損害賠償を求める集団訴訟だけでなく、すべての種類の集団訴訟に該当する新しい要件である。当該要件は、オランダとは関連性が乏しい集団行動の流入を防ぐために導入されたものである。ただし、上記の関連性にかかる規則の②については、ブリュッセル改正規則と抵触する可能性がある。すなわち、ブリュッセル改正規則では、原則として被告の所在地の裁判所が管轄権を有する。ブリュッセル改正規則の規定は、各国の民事手続法よりも優先される。そこで、オランダにおける被告の所在地に加えて、オランダとの関連性を基礎づける追加的事情がなければならないとする上記規則は、被告の所在地の裁判所が管轄を有するというブリュッセル規則の規定に抵触する可能性がある。

### 敗訴当事者の費用負担

一般的に、敗訴当事者は訴訟費用の一部を負担する。費用負担命令は、一定の訴訟段階に対して、固定金額を定める標準費用負担表に基づいてなされる。本法の下では、裁判所は、訴えについて略式判決をもって棄却する場合には、原告により高額な訴訟費用を認めることができる。このような訴訟費用の負担が根拠の乏しい請求に対する十分な抑止力となるか、今後の動向が注視される。

[最初のページに戻る](#)

## ロシア

### 個人データ及び IT 関連の義務違反に対する罰金を引き上げ

ロシアでは、2019年12月2日、個人データのローカライゼーション規則及びオンライン通信サービスに関する義務違反について、企業に対する行政上の罰金が大幅に引き上げられた<sup>2</sup>。新たにより厳格な罰金が適用されるのは、データ管理者及びデータ処理者、利用者間での通信機能を有するプラットフォーム、インスタントメッセージサービス、検索エンジン、視聴覚サービスである。

#### 個人データのローカライゼーション

ロシアは、ロシア国民の個人データを最初にロシアで記録・保存する義務に違反した国民、企業役員及び企業に対する行政罰金を導入した。従来、ロシアのデータ保護当局・インターネット監視機関である連邦通信・情報技術・マスコミ分野監督庁（Roskomnadzor）は、ローカライゼーション規則を施行するに際しては、軽微な行政上の罰金（30,000 - 50,000 ルーブル）<sup>3</sup>又はウェブサイトのブロッキング措置を課していた。今回の新たな法律により、事業者による最初の義務違反に対する行政上の罰金は 1,000,000 - 6,000,000 ルーブルに、繰り返し違反した場合には 6,000,000 - 18,000,000 ルーブルに引き上げられる。

#### オンライン通信サービス

ロシアにおける利用者間での通信機能を有するオンライン通信サービスプロバイダー（例えば、ソーシャルネットワーク、インスタントメッセージプログラム、利用者が生成したコンテンツを有するウェブサイト）は、以下のことを行わなければならない。

- ① Roskomnadzor への登録
- ② テキスト、音声及びビデオでの通信のコピーを含む、ロシアにおけるユーザー、ユーザーアクティビティ及びユーザー通信に関する情報の保管
- ③ 法執行機関に対する、暗号化されたユーザー通信の解読キーの提供
- ④ 法執行のための監視ハードウェア及びソフトウェアのインストール

以前から、Roskomnadzor 及び連邦保安庁は、これらの義務違反に対して罰金を課し、義務を遵守しないサービスを遮断する権利を有していた。

新法は、これらの義務違反を繰り返した場合について、以下の新たな罰金を導入している。

- ① オンライン通信サービス運営会社が、Roskomnadzor への登録を繰り返し拒否した場合 - 500,000 - 1,000,000 ルーブルの罰金
- ② テキスト、音声及びビデオでの通信のコピーを含む、ロシアにおけるユーザー、ユーザーアクティビティ及びユーザー通信に関する情報の保管を繰り返し拒否し、法執行機関に上記のデータ又は解読キーを提供することを拒否した場合 - 2,000,000 - 6,000,000 ルーブルの罰金

<sup>2</sup> 2019年2月12日付連邦法「ロシア連邦の特定の立法府により可決された法律に関する修正」（Federal Law of 02.12.2019 No. 405-FZ "On Introducing Amendments into Certain Legislative Acts of the Russian Federation"）  
<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201912020045?index=0&rangeSize=1>

<sup>3</sup> 行政上の違反に関する規則（Code of Administrative Offences）13.11（1）条

- ③ 法執行のための監視ハードウェア及びソフトウェアのインストールの義務に繰り返し違反した場合 - 2,000,000 - 6,000,000 ルーブルの罰金

新法はまた、検索エンジン、視聴覚サービス及びインスタントメッセージプロバイダーが義務違反を繰り返した場合の行政上の罰金についても定めている。

[最初のページに戻る](#)

## 電子機器への自国製ソフトウェアのプリインストール義務化

2020年7月1日以降、特定の種類の電子製品は、ロシア製ソフトウェアがプリインストールされている場合に限り、ロシア国内で販売可能となる<sup>4</sup>。具体的な製品のリスト、影響を受けるソフトウェアの種類及びインストールの手順は、政府によって今後決定される。この新たな規制は、主にスマートフォン、コンピュータ及び Smart-TV 機能付きテレビに適用されると予想されている。草案どおりの法律が制定されれば、上記の新たな規制は、時計、家電製品、システムユニット及び車両といった幅広い商品に適用される可能性がある<sup>5</sup>。消費者がプリインストールされたロシア製ソフトウェアを除去できるかどうかについては、現時点では不明である。さらに、国家院（ロシア連邦議会下院）は、現在のこれらの販売規制に違反した場合の責任に関する法律草案を検討中である。法人に対する罰金は 50,000 - 200,000 ルーブルの範囲で提案されている。

この法律の実施に関しては、法的及び技術的な不確実性があると考えられ、電子機器の製造者及び販売者、並びにロシア製ソフトウェアの開発者は、これらの規制の実施に関する法律草案の動向について注意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 中東

### エジプト

#### 外国投資に関する新たな報告義務

2019年7月に投資法（2017年法第72号）が改正され、統計目的で、エジプトにおいて外国投資を受けている会社に、主として財務情報及び会社情報を報告する義務が課された。エジプト投資・フリーゾーン庁（GAFI）は、これらの報告義務を更に充実させるため、2019年11月に行政規則が公布され、以下のような報告義務が明らかにされた。

- ④ 設立の日又は資本、事業目的、株式保有若しくは取締役会の変更の日から 30 日以内の報告
- ⑤ 各年の 3 月、6 月、9 月及び 12 月の末日から 45 日以内に、主要な財務情報に関する四半期の報告
- ⑥ 会社の会計年度末から 4 か月以内に年度報告

投資法上は、上記報告義務は、投資法に基づき設立された会社のみならず、投資法に基づき設立された会社のみならず、外国投資を受けているすべての種類の会社に適用があると明らかにされた。従前、すべての会社が GAFI に対

<sup>4</sup> 2019年12月2日付連邦法「消費者の権利の保護に関する法律第4条の改正について」(Federal Law "On Introducing Amendments into Article 4 of the Law on Protection of Consumer Rights" № 425-FZ dated 2 December 2019)

<sup>5</sup> 技術的に複雑な製品のリストは、2011年11月10日付ロシア連邦政府決議第924号により承認されている。

して義務付けられていた年度報告が、四半期毎となった。さらに、GAFIの承認のために主要な会社決議についての報告が義務付けられる。外国投資を受けている会社は、GAFIのウェブサイトですべてのフォームを完成し、報告する必要がある。

アラビア語版 : <http://gafi.gov.eg/Arabic/eServices/FDI>

英語版 : <http://gafi.gov.eg/English/eServices/FDI>

上記報告を怠った場合には、50,000 エジプト・ポンドの罰金が課される可能性がある。さらに、フォームが提出されるまで、GAFIはサービスの提供を拒絶又は遅延することがある。例えば、報告が完了するまで、GAFIはライセンスの発行を拒絶したり、会社の決議を承認しなかったりすることがある。

[最初のページに戻る](#)